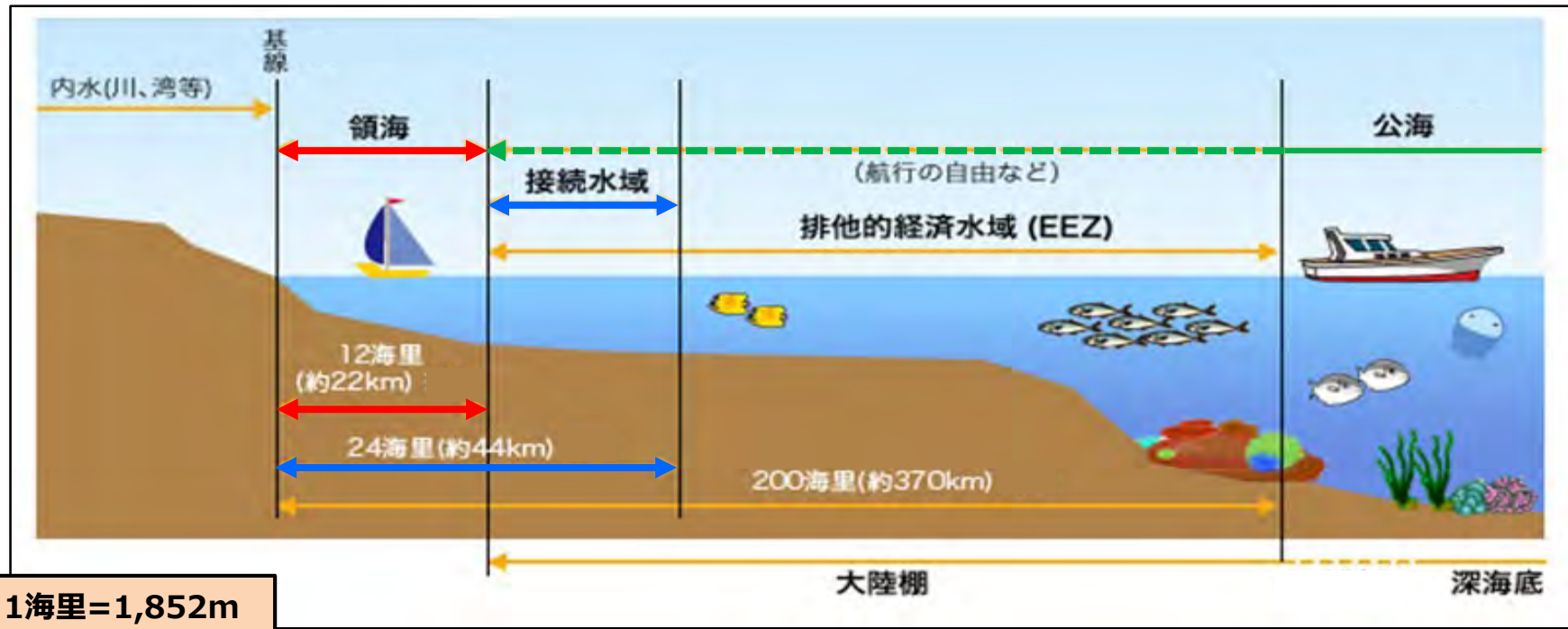


(正式名称: **United Nations Convention on the Law of the Sea (海洋法に関する国際連合条約)**)

1982年12月採択, 1994年11月発効。日本は1996年6月に批准。現在の締約国数は167(パレスチナ含む)+EU



- ※ 領海及びEEZの範囲は、図中に示された幅を超えない範囲で沿岸国が設定する。
- ※ 第7部（公海）の規定は、第5部（EEZ）の規定に反しない限り、EEZにも適用される。
- ※ 大陸棚の範囲は、基線から原則として200海里まで。大陸縁辺部の外縁が基線から200海里を超えて延びている場合には、大陸棚の範囲を延長することができる（ただし、基線から350海里あるいは2,500メートル等深線から100海里を超えてはならない）。基線から200海里を超える大陸棚は、UNCLOSに基づき設置されている大陸棚限界委員会（CLCS）の勧告に基づき、沿岸国が設定する。
- ※ UNCLOS上の「深海底（the Area）」は、大陸棚の外の海底及びその下を指す。